

入札等に関する有識者会議（令和6年度 第1回）議事要旨

【座長、座長代理の選出】

- ・ 会津若松市入札等に関する有識者会議開催要綱第3条第2項の規定により、出席者の互選によって児玉博昭委員が座長として選任された。
- ・ 同要綱第3条第3項の規定により、座長の指名によって小池達哉委員が副座長として選任された。

【有識者会議における審議案件（抽出案件）の選定について】

- ・ 配布資料1ページ目を用いて、有識者会議における審議案件の抽出方法と、審議時期のサイクルについて事務局より説明を行った。

（委員意見）

会津若松市の有識者会議では、前の会議で一定期間の工事について事務局から全体説明を行い、その中から委員が案件を抽出して、次回の会議でその抽出案件について議論を深めるという方法を採っている。

一方、他の自治体では、一定期間の工事に係る全体説明と、案件の抽出・審議を1回の会議で行う場合もある。少し開催時期をずらすなどして、同じ回の中で審議を行うことも可能ではないかと思う。

委員の改選が関わってくると、抽出担当の委員が改選を経て再任されないなどの不都合が出てくる可能性もあるので、参考までにそのような進め方もあるということ意見をとして申し上げておきたい。

【抽出の対象とする案件の報告】

石塚委員より、令和5年8月から令和5年12月までの制限付一般競争入札による発注工事から抽出した審議案件3件と、その抽出理由について説明。

■各案件の抽出理由

（No.1）城前団地改良住宅第1棟住宅解体工事

応札者が13者と多く、かつ落札率も低い。他の解体工事も応札者が多い。解体工事にこのような傾向が見られる理由・背景を確認したく、案件として抽出した。

（No.2）老朽管更新事業 飯盛二丁目外舗装復旧工事

11者応札と競争性が高く、かつ落札率も80%台である。このように高い競争性があった理由はどのようなものか確認したく、案件として抽出した。

（No.3）農業集落排水事業処理施設工事（北会津地区）

再公告案件であり、1者応札・落札率100%の案件である。その背景はどのようなものか確認したく、案件として抽出した。

【抽出事案に関する説明及び確認】

○No.1 城前団地改良住宅第1棟住宅解体工事の入札状況（工事概要、入札参加資格、入札結果等）について、事務局より説明（資料2）。

○石塚委員による抽出論点に関し、事務局より次のとおり説明。

- ・解体工事は、平成26年の建設業法改正により、独立した業種として新設された業種区分であり、「工作物を解体する工事」と定義づけられている。
- ・本市発注の解体工事の状況は、令和5年度では契約件数4件、平均落札率90.37%、平均入札参加者数10.75者。令和4年度では契約件数7件、平均落札率91.82%、平均入札参加者数10.57者という状況。
- ・解体工事業の市内登録業者が52者と多いこと、また、その性質上、発生する産業廃棄物等の適正な処理が求められる一方、工事の施工に当たって「出来形管理」、「品質管理」がないなど、施工管理が他工種より比較的容易であることから、受注を希望して応札する建設業者が多いものと認識。
- ・また、応札する建設業者の方々も、入札結果等から、本市発注の解体工事は競争性が高いと認識していることから、採算のとれる範囲内で低い金額で入札しており、それが低い落札率に繋がっているものと推察。

<主な質問・意見>

質問・意見	回答（要旨）
質問・意見等なし。	

○No.2 老朽管更新事業 飯盛二丁目外舗装復旧工事の入札状況（工事概要、入札参加資格、入札結果等）について、事務局より説明（資料2）。

○石塚委員による抽出論点に関し、事務局より次のとおり説明。

- ・本件工事は、11者が応札し最低金額1,582万2千円の同額応札者が2者あったことから、電子くじを実施して、落札者を決定したものの。
- ・本市発注の舗装工事の状況は、令和5年度では契約件数16件、平均落札率89.09%、平均入札参加者数12.5者。令和4年度では契約件数21件、平均落札率89.41%、平均入札参加者数10.62者で、総じて競争性が高い。
- ・舗装工事の競争性が高い理由については、まず、登録業者が多いことが挙げられる。令和6年3月末現在の市内の登録業者141社中66社が舗装工事に登録しており、これは土木一式工事の87社に次ぐ数。
- ・工事の性質の観点では、一般的な市道の舗装復旧の場合、市民生活への影響を最小限とする必要があることなどから、旧舗装版の切断・破碎から新たな舗装を敷く表層工まで、短期間に行う必

要があり、実質的な工期が短いという特徴がある。

- ・加えて、舗装工事は、旧舗装版の切断及び破砕、不陸整正、表層工、区画線工、旧舗装の産廃処分構成されているが、他工種に比較して施工管理が容易である。以上の理由から、受注を希望して応札する建設業者が多いものと捉えている。

<主な質問・意見>

質問・意見	回答（要旨）
<ul style="list-style-type: none"> ・資料 25 ページの表では、「舗装」の入札参加資格登録を行っている市内の業者は 66 者とある。一方、資料 9 ページの抽出案件説明の表では、52 者とある。その違いは、市内業者 66 者のうち、舗装工事の資格総合点数 560 点以上を有するものが 52 者である、という意味と捉えてよいか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・お見込みのとおり。資格総合点数の区分によるもの。また、資料 9 ページに示す 52 者の計上は、当該工事の開札時点での業者数であり、資料 25 ページの市内業者数は、令和 6 年 3 月 31 日時点の計上であることも一因である。

○No.3 農業集落排水事業処理施設工事（北会津地区）の入札状況（工事概要、入札参加資格、入札結果等）について、事務局より説明（資料 2）。

○石塚委員による抽出論点に関し、事務局より次のとおり説明。

- ・本件入札については、令和 5 年 7 月 24 日公告、8 月 22 日に開札を予定していたが、応札者がなかったため、令和 5 年 9 月 4 日に工事施工実績の要件を撤廃して再公告を行ったもの。具体的には「元請として公共下水道又は農業集落排水における污水管理設工事の施工実績を有すること」との要件を撤廃して再公告を行った。
- ・1 者応札かつ落札率 100%であった理由については、初度入札で応札がなかった案件の再公告であり、予定価格や工期の見直しがなかったことから、応札した業者の心理として競争相手がいない又は極めて少ないのではないかと心理が働いたのではないかと推察。
- ・また、技術的な部分では、本件工事は北会津地区の 3 箇所の浄化施設を改修し、機能を変更・強化する工事であったことから、水槽、ポンプ、攪拌機に係る工事に加え、土木、塗装・防水、舗装、電気設備、汚泥処分等多岐にわたる内容であり、施工管理の難易度が高かったことも、入札金額の多寡に影響したものと推察。

<主な質問・意見>

質問・意見	回答（要旨）
<ul style="list-style-type: none"> ・再公告時の要件変更が、落札に至った要素と考えて良いのか。今回落札の株式会社興栄設 	<ul style="list-style-type: none"> ・当初設定した要件は污水管理設工事の実績を求めたものであったが、落札した株式会社興栄設

備は、この初度公告時の「元請として公共下水道又は農業集落排水における污水管理設工の施工実績を有すること」との要件を具備しておらず、再公告でこの元請要件が緩和されたことで応札することができた、ということと理解してよいのか。

- ・再公告案件数を昨年度等と比較した場合、全体的な傾向はどのようなものか。

- ・今回の農業集落排水事業処理施設工事は、北会津の3つの浄化センターの改築。浄化センターの工事は、一か所ごとに発注するのではなく、ある程度地区ごとにまとめて発注するものか。

- ・必ずしも、まとめて発注するものではないということか。

- ・全国的に上下水道施設の老朽化・更新が話題になっているが、今後もこのような工事の発注は続くと考えて良いのか。

備は、その実績は有していないものであった。よって、再公告時に元請要件を撤廃したことによって、受注に結び付いた可能性はある。

- ・資料 24 ページ上段の表は、入札不調の状況を示したものである。この表中b列には本年度の入札不調数を月別に示しており、その理由を内訳としてc列に失格・無効等、d列に応札無しによるものの数を計上している。本年度は応札がなかったことによる不調は6件あり、昨年度は12件。単純な件数比では、令和4年度より減少しているが、例年10件程度発生している状況。難度の高い工事や利幅の少ない工事、秋頃に業者の手持ち工事が一杯になっている時期などに応札なしによる不調がみられる傾向がある。

- ・工事の内容による。今回の工事は、宮木と上米塚の処理場としての機能を廃止してポンプ場とし、西部浄化センターに送水する内容の改築。三処理場すべてに関連する工事ということで、三処理場一括改築工事の発注を行ったもの。

- ・その工事の地区などを含めて、適宜総合的に判断して発注を行っている。

- ・今回、農業集落排水事業ということで北会津の案件が審議対象として挙げられているが、湊地区でも同様に行っている工事がある。湊地区では赤井・共和の2つの処理場の統合として、赤井地区の污水を共和地区の処理場に送って処理をするという工事を行っている。

・今後もこういった工事が続くと思うが、今後も同じ元請要件を付した発注方式を取り続けることで、「応札なし」による入札不調が発生してしまうのではないかと懸念されている。

・発注の基準を設けて、的確にそれを運用するという点も公平性の確保という点で重要。一方で、応札者が足りない、または不調になることがある程度見越せる状況であり、かつ、発注側にとっても受注側にとっても都合が良いことであるならば、柔軟な対応も必要なことではないかと懸念されている。意見として申し上げる。

・初度の公告時に元請要件を付した趣旨は、それなりの実績を有する受注者が望ましいためではないかと懸念されている。一回の入札で応札者がなかったからと言って、再公告時にその要件を行政側の裁量で外してしまってもよいのか。裁量で元請要件を外すことができるのであれば、最初からその要件を設定しなければ良いのではないかと懸念されている。あるいは、基準自体を変えてしまった方がよいのではないかと懸念されている。

・それであれば、基準を設けずに、工事の難度などを勘案して、その都度発注時の要件を設定すればよいのではないかと懸念されている。先の委員の意見

・本市では、「市建設工事発注基準」に定める工種毎の基準に基づき、公告時の要件設定を行っている。

この案件は工種を管工事発注しており、予定価格は税込7千万円台のため、この発注基準に当てはめた場合、地域要件としては市内・準市内。施工実績について元請としての実績を求められることとなる。

基本的には初度入札はこの発注基準に則って行い、不調等により2回目以降の入札を行う場合には、要件を緩和しながら発注していくという考え方に立っている。

・要件の設定の考え方だが、入札の競争性という観点と技術力を求める観点がある。今回の変更については、施工課と相談しながら、要件の再設定を行ったところ。

にあったように、その都度案件の内容を勘案した上で、初度の発注から元請要件を外してしまえばよいのではないか。又は、基準自体を見直せばよいのではないかという点を意見として申し上げる。もちろん、一定の基準があった方が公平性・透明性の観点からも事務執行しやすいという点は理解する。

・再公告のときに、予定価格の額を上げるというケースはありうるのか。

・一般的な手続きの流れを確認したい。例えば資料 16 ページ下段には入札経過の表があり、「第 1 回」「第 2 回」「第 3 回」という表記があるが、この欄に数字が入るのはどのような場面なのか。

・再入札があった場合には、1 回目、2 回目の欄には金額が記載され公表されるということか

・資料 15 ページの備考欄には、1 回目の公告で入札参加者がなく、令和 5 年 8 月 22 日に「中止」と記載がある。入札が無かったのだからすぐに中止すれば良いのではないかと考えるが、公告日（7 月 24 日）から 8 月 22 日まで

・設計図書の内容に基づいて予定価格を積算しているため、設計の見直しがあれば予定価格の金額は変わる。

・例えば、再公告によって工期が冬季間に及ぶ場合がある。この場合、「冬季補正」を行う必要があり、このような場合は予定価格が変わる可能性がある。

・応札者全員の入札額が最低制限価格を下回って失格となった場合、この応札者によって再入札を行うことになる。この「第 1 回」「第 2 回」の欄は、このように再入札を行う場合にそれぞれの入札額が表示される欄である。なお、本市では応札者全員失格による再入札は 1 回までとしているため、この欄は最大でも「第 2 回」までしか利用しない。

・先の説明の例で申し上げれば、1 回目の応札で全員が最低制限価格を下回ったときには、1 回目の欄にはその応札額が記載される。2 回目の欄には、再入札時の応札額が記載される。

・令和 5 年 8 月 22 日に開札をした結果、応札者がいなかったため中止したというもの。本市の工事における制限付一般競争入札では電子入札を導入しており、市であっても、開札時まで業者の応札状況、応札額等を一切知ることができ

の間、市はどのような検討を経て中止の判断に至ったのか。

- ・すると、8月22日に開札して、応札者が無かったので迅速に内容を再検討し、9月4日に再公告に至った、という経過か。
- ・今回の浄化センターの改修は、株式会社興栄設備が受注しているわけだが、実際にはさらに専門性を要する施工部分は同社から下請に出すことが想定される。下請業者は限られる印象があるが、実態はどうか。
- ・今回の工事は、建物、ポンプ、電気設備等の一切合切を工事するものと考えてよいか。
- ・次回以降は、もう少し工事の内容に関する部分について事務局から説明をお願いしたい。前回までは、最初に工事の概略についての説明が事務局から行われていたように記憶しているが。
- ・これまで、このような浄水場などの改修は、部分改修など比較的単純な工事が多かったように思われる。今回の工事は、ある意味では施設の統廃合の色彩も帯びており、ある程度まとめて発注する必要性が生じる。このため複雑な施工内容になり、その工事を束ねて行うことができる「元請能力」のようなものが要求される。むしろ今後はそういった工事が増えてくることが予見され、この元請としての施工実績の有無という要件はより重要になるものと考えられる。一方、その要件がネックになって入札不調の一因となるのであれば、今後

ない。

- ・お見込みのとおり。
- ・今回、株式会社興栄設備が元請として受注したわけだが、同社が施工できない部分は下請に発注する部分はある。内容的には同社が担うことができない土木工事の部分や塗装、電気設備等があり、全体として下請業者は12社となっている。
- ・工事の内容的には、そのようなもの。
- ・次回以降、入札経過を説明する際に、併せて当該工事の概略についても説明させていただく。
- ・今回の事案については、市工事発注基準における元請要件の要否など様々ご意見を頂戴している。個々の案件における要件設定の要否は個別に検討するとしても、入札に付す以上、制度の前提として標準的な条件を基準として定めておくことは必要と考えており、今回の事案を通じて、様々検討してまいりたい。

より望ましい発注のあり方について引き続きご検討いただきたい。

・今回の初度入札時に付した元請要件というのは、工事規模（受注額）によらず、元請として公共下水道又は農集排の污水管埋設工事の施工実績があればよい、という趣旨と捉えてよいか。

・それは、応札者の自己申告によるものか。

・今回は、公共用下水道工事の元請実績は無くとも、下請業者とのパイプのある業者であれば施工可能であろう、という意味で元請要件を外して発注した、と捉えてよいか。

・「元請要件」を付してしまうと、下請業者はいつまで経っても入札できない工事が残ってしまうのではないかと懸念したが、小規模工事を元請として受注実績を積み、元請要件が付された工事であっても応札は可能であることがわかった。

・この株式会社興栄設備は今回実績ができたので、今後同種の工事があれば、最初の要件のところは具備していることになる。受注金額の適正というところもあると思うが、施工の適正という点も重要だと思うので、一定規模の工事発注にあたっては、元請要件は当初の条件として設定すべきと考えている。

・お見込みのとおり。あくまでも施工実績のみであり、受注額や受注年度などは問わない。

・応札後、第一落札候補者から市に調書を提出させる。その調書に基づいて施工実績の調査を行う。市の発注工事の実績であれば市の台帳と突合して確認し、他自治体の発注工事であれば自治体発注工事の実績を登録するシステム（コリンズ）を閲覧して突合し確認を行う。

・元請実績は無くとも、管工事としての実績は要件として設定している。

【入札及び契約手続の運用状況の報告・確認】

令和5年度の市発注工事の入札結果及び令和5年12月から令和6年3月に契約した工事の入札結果、入札参加停止措置の実施状況について報告（資料3、資料4、資料5）。

<主な質問・意見>

質問・意見	回答（要旨）
<ul style="list-style-type: none">資料28ページの随意契約について、緊急の措置という説明があったが、経産省の通達の中で該当のケーブルがあった場合には緊急に施工・交換せよという指示があったということか。「緊急」という点をどう解するか、ということ。経産省の通達が「早急に施工・交換せよ」という内容ならば緊急性の趣旨は満たすと考えるが、注意喚起にとどまる内容であれば、それをもって「緊急」と捉えるのはいかなものか。	<ul style="list-style-type: none">経産省の通達上は、「早期に交換していただくよう、検討をお願いします。」という内容。電気設備は、保安協会に定期点検を依頼している。その保安協会から「早急に交換をお願いします」という内容で定期点検報告が提出されていた。今回取り換えが必要となったケーブルだが、どの時点で、どの箇所で異常が発生するかがわからない。それをそのまま使用していて、いきなり異常が発生する可能性がある。仮に異常が発生した場合には、水道局の電力使用に支障が生じるのみならず、地域全体の停電を誘発させる可能性もある。保安協会からの指摘も含めて、早急に対応が必要との判断に至ったところ。

【その他】

（有識者会議の進め方についての委員意見）

- この有識者会議の年間の開催回数は、要綱上には規定がない。自治体によっては前期・後期の2回の開催というところもある。一般に工事は上半期に集中している。上半期と下半期でかなり発注件数に差がある点も含め、例えば年2回開催としてある程度案件をまとめた方が審議対象としてより関心度の高い案件を抽出することもできると思う。ご検討いただきたい。
- 今年度はすでに会議が始まってしまっているのですが、新たな会議の進め方について年度内で検討し、それを適用させるのは新年度から、というのが良いのでは。

（事務局）

- 会議の進め方については、ご意見を踏まえて事務局で検討させていただく。次回の会議は10月下旬から11月初旬にかけての開催として予定させていただきたい。

(次回の案件抽出担当)

- ・ 次回の抽出担当は、小池委員とした。